

有限公司

(1) 氏名欄の“氏”は戸籍上の筆頭者の氏に従います。

【出生者の父親が外国籍者(外国人)となる場合、戸籍の筆頭者は必然的に母親となります。この場合、既に戸籍上の“氏”を外国人配偶者名に変更されている場合を除き、母親の“氏”となる場合が多く記入に当たっては注意が必要です。お手持ちの戸籍簿・抄本をよくご覧下さい。】

(3) (4) 住所の日本国表記については、適宜なく窓口にお尋ねください。

母類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
------	------	------	-----

そ	日本国籍を留保する	異名	外務太郎	籍
---	-----------	----	------	---

平成25年4月2日コロンビア国ケラレン・フル市国民登録金庫発行の出生証明書を添付。
 「出生届」上の氏名：外務桃太郎と「出生証明書」の「ジェンダー」は同一人物である。

☒ 父
☐ 母
☐ 法定代理人()
☐ 同居者
☐ 医師
☐ 助産師
☐ 6.その他の立会者
☐ 7.公證所の長

住所 ロシア国クアラルンプール市トゥンガッ通り
 本籍 東京都練馬区高野台2丁目
 署名 外務太郎

居住地 3番地1
 無頭者の氏名 外務太郎
 昭和52年 8月 8日生

ryo@kl.mofa.go.jp

必要な書類のチェックリスト

出生届書 (大使館に備付けてあります)	2通
出生証明書 (原本提示の上、コピー提出)	2通
出生証明書取文	2通

＊もしお持ちで、取れば、
戸籍謄本の「コピーをいたした」まま可。